

事業主殿
被保険者殿

セキスイ健康保険組合

【第3報】台風第7号及び前線等による大雨により被災した
被保険者等に係る一部負担金の還付申請について

台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災状況に鑑み、被災世帯の一部負担金（窓口負担金）の免除措置については先にご案内しましたが、罹災証明書の発行遅延等により、免除証明書の交付を受ける前に保険医療機関で支払った一部負担金については、健康保険組合に申請を行うことにより還付を受けることが出来ます。

還付手続き等については、下記をご参照ください。

記

1. 還付申請対象者

災害救助法の適用を受けた市町村における災害により、一部負担金の免除要件を満たした被保険者及び被扶養者

- <免除要件>
- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
 - ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
 - ・主たる生計維持者の行方が不明
 - ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
 - ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

2. 提出書類

- ・健康保険一部負担金等還付申請書
- ・保険医療機関が発行した領収証

3. 提出先

現 役：勤務先の健康保険事務担当者

退職者（任意継続者・特例退職者）：セキスイ健康保険組合

4. その他

当健康保険組合から免除証明書の交付を受けていない方には還付できませんが、免除申請書と還付申請書を同時に提出することは可能です。

以 上

問い合わせ先電話番号 06-6226-1463（給付係）

添付資料

- ・健康保険一部負担金等還付申請書

